

令和8年度 北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運營業務委託
にかかると入札参加資格確認型一般競争入札

入札関係資料一覧

- 1 入札公告
- 2 入札説明書
- 3 様式1 入札書
- 4 様式2 委任状
- 5 様式3 入札辞退書
- 6 様式4 競争入札参加資格確認申請書
- 7 様式5 履行実績調書
- 8 様式6 本店、支店、営業所等所在地確認書
- 9 契約書
- 10 仕様書
- 11 名古屋市競争入札参加者手引

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（持参入札）に付します。

令和8年7月10日

北区区民まつり実行委員会
会長 大島 鉦義

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運營業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年11月27日まで

(4) 入札方法

持参入札とする。

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

本競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる（1）から（10）の要件を全て満たしていること。

(1) 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（1）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（1）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしめない者であること。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年1月29日付け19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 令和3年4月1日以降に、元請けとして、自治体または名古屋市内で実施の区民まつりにおいて催事の企画・運営の受託実績を有する者であること。
- (10) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有するものであること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合わせ先

〒462-8511 名古屋市北区清水四丁目17番1号

北区区民まつり実行委員会事務局（名古屋市北区役所区政部
地域力推進課内（北区役所庁舎3階））

電話 052-917-6433 FAX 052-914-5752

電子メールアドレス a9176432@kita.city.nagoya.lg.jp

(2) 入札書等の入手方法

北区役所ホームページまたは窓口で交付する。

アドレス (<https://www.city.nagoya.jp/kita/oshirase/1036945/1050706.html>)
からダウンロードすること。

(3) 本公告、入札説明書に対する質問

ア 質問方法

質問は、上記の問合わせ先へ電子メールにて提出すること（様式自由）。

イ 受付期間

令和8年7月17日（金曜日）午後5時まで

ウ 質問の回答

質問の回答は名古屋公式ウェブサイト

(<https://www.city.nagoya.jp/kita/oshirase/1036945/1050706.html>) に掲載するとともに、質問者へは電子メールにて回答する。あわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

エ 回答期限

令和8年7月23日（木曜日）午後5時まで

(4) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月28日（火曜日）午前10時

イ 場所 北区役所 3階 第3会議室

入札書提出期限は、アと同じとする。

(5) 入札回数

3回までとする。

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金の納付義務

入札保証金は免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認書に虚偽の記載をした者の入札及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(6) 競争入札参加資格確認申請書の提出方法、提出期限

落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書を落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）以内に、持参または郵送、電子メールにより3(1)に示す場所に提出すること。前記期間に、確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格確認のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書（令和8年7月10日公告）

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運營業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年11月27日まで

(4) 入札方法

持参入札とする。

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

本競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる（1）から（10）の要件を全て満たしていること。

- (1) 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（1）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（1）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律

第141号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとする者であること。

- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(平成20年1月29日付け19財契第103号)に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 令和3年4月1日以降に、元請けとして、自治体または名古屋市内で実施の区民まつりにおいて催事の企画・運営の受託実績を有する者であること。
- (10) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有するものであること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合わせ先

〒462-8511 名古屋市北区清水四丁目17番1号

北区区民まつり実行委員会事務局(名古屋市北区役所区政
部地域力推進課内(北区役所庁舎3階))

電話 052-917-6433 FAX 052-914-5752

電子メールアドレス a9176432@kita.city.nagoya.lg.jp

- (2) 入札書等の入手方法

北区役所ホームページまたは窓口で交付する。

名古屋市公式ウェブサイト

(<https://www.city.nagoya.jp/kita/oshirase/1036945/1050706.html>)からダウンロードすること。

- (3) 本公告、入札説明書に対する質問

ア 質問方法

質問は、上記の問合せ先へ電子メールにて提出すること(様式自由)。

イ 受付期間

令和8年7月17日(金曜日)午後5時まで

ウ 質問の回答

質問の回答は名古屋市公式ウェブサイト

(<https://www.city.nagoya.jp/kita/oshirase/1036945/1050706.html>)

に掲載するとともに、質問者へは電子メールにて回答する。あわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

エ 回答期限

令和8年7月23日(木曜日)午後5時まで

- (4) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月28日(火曜日)午前10時

イ 場所 北区役所 3階 第3会議室

入札書提出期限は、アと同じとする。

(5) 入札回数

3回までとする。

(6) 入札保証金の納付義務

入札保証金は免除する。

4 入札にあたっての注意事項

(1) 入札は、所定の入札書（様式1）を使用し、持参入札とする。

(2) 代理人が入札する場合は、委任状（様式2）を必要とする。なお、代理人について、その資格が真実性を欠くとき、その他不適正と判断するときは、この者による入札を認めないことがある。

(3) 入札時には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆、シャープペン等の消すことが可能である筆記具の使用は認めない。

(4) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお、金額の訂正はできないので注意すること。

(5) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、数字の直前に「¥」または「金」を記入し、円未満の端数は記入しないこと。

(6) 入札者は、その投入した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

5 開札

(1) 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに、入札者の面前で行う。

入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務を担当しない職員が立ち会うこととする。

(2) 開札の結果、入札者のうち予定価格以下で最低価格の入札をした者から順に落札候補者及び次順位者とし、ただちにその旨を落札候補者及び次順位者に通知する。

(3) 最低価格の入札者が複数あるときは、ただちにくじ引きにより落札候補者又は次順位者を決定する。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員がくじを引かない入札者の代わりにくじを引くこととする。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた入札者全員がその旨を確認できるようにする。

(4) 落札候補者に競争入札参加資格がないと認められた場合又は落札候補者の入札が無効とされた場合は、次順位者を落札候補者とする。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (3) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (5) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (8) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (9) 競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (10) 競争入札参加資格確認申請書の提出を求められたにもかかわらずこれを提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- (11) その他入札の条件に違反した入札

7 競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 落札候補者には、当日入札会場において、口頭等の方法により競争入札参加資格確認申請書（様式4）（以下「申請書」という。）の提出を求める。
- (2) 申請書は、前号の提出を求めた日の翌日から起算して2日以内に持参により3（1）に示す場所に提出すること。
- (3) 資格確認の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、次順位の者を新たに落札候補者とし、（1）と同様の手続きにより、資格の確認を行う。
- (4) 申請書の提出部数は、1部とする。
- (5) 注意事項
 - ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とする。
 - イ 申請書を競争入札参加資格の確認以外に落札候補者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書は返却しない。
 - エ 提出された申請書の訂正及び差し替えは、提出期限内に限る。
 - オ 申請書の資格確認は原則として開札日現在で行うこととするが、落札決定までの間に競争入札参加資格を満たさなくなったときは、競争入札参加資格がないものとみなす。

8 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、7の競争入札参加資格の確認をした上で行う。

(2) 入札結果は、北区公式ウェブサイトで公表する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。

(2) (1) の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）以内に無資格理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。なお、当該書面は3(1)の場所に提出するものとする。また、当該書面の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

(3) (2) の説明を求められたときは、北区区民まつり実行委員会事務局は、原則として、(1) の競争入札参加資格がないと認められた理由について、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で回答を行うものとする。

10 契約書の作成

落札者が決定したときは、契約書を取り交わすものとする。

契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。契約書の作成に係る費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

11 その他

(1) 本入札説明書に係る調達においては、本入札説明書において定めるほか、名古屋市競争入札参加者手引（平成18年3月28日付17財監第67号）を準用するものとする。

(2) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがある。

(様式1)

入 札 書

年 月 日

北区区民まつり実行委員会
会 長 大 島 鉦 義 様

所 在 地
入札者 商号又は名称

代 表 者
役職・氏名

印

名古屋市競争入札参加者手引を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

| | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | | | | | | |

(税抜)

件 名

令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運營業務委託

(様式 2)

委 任 状

年 月 日

北区区民まつり実行委員会
会 長 大島 鉦義 様

委任者 所 在 地
商号又は名称

代 表 者
役職・氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、「令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運営業務委託」に係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 所 在 地
商号又は名称

代 表 者
役職・氏名

印

(様式3)

入 札 辞 退 届

年 月 日

北区区民まつり実行委員会
会 長 大島 鉦義 様

所 在 地

入札者 商号又は名称

代 表 者

役職・氏名

印

下記について、都合により入札を辞退します。

記

件 名

令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運營業務委託

(様式4)

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 北区区民まつり実行委員会会長

所在地
(入札者) 商号又は名称
代表者
役職・氏名 印

令和8年7月10日付けで入札公告(以下「公告」という。)がありました「令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運營業務委託」に係る競争入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、公告に定める入札参加資格を満たしていることを誓約します。

<添付書類>

履行実績調書

本店、支店、営業所等所在地確認書

連絡先

| | | | | | |
|-----------|--|-----|--|----------|--|
| 担当者 氏名 | | 部署名 | | 電話 番号 | |
|-----------|--|-----|--|----------|--|

(様式5)

履行実績調書

令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運營業務委託
における競争入札参加資格(9)に係る履行実績

| | |
|------|--|
| 委託者 | |
| 業務内容 | |
| 履行期間 | |
| 履行場所 | |
| 契約期間 | |
| 概要 | |

(作成上の注意)

上記事項を証明できる書類(契約書の写し等)を添付すること。

(様式6)

本店、支店、営業所等所在地確認書

令和 年 月 日

(あて先) 北区区民まつり実行委員会会長

所在地
(入札者) 商号又は名称
代表者
役職・氏名 印

次のとおり、令和8年7月10日付けで入札公告のありました「令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運營業務委託」の入札につきましては、下記のとおり本店、支店、営業所等が愛知県内にありますので報告いたします。

記

1. 名 称

2. 所在地

3. 連絡先

4. その他

契 約 書

| | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 委託業務名 | 令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運営業務委託 |
| 2 | 委託業務場所 | 北区役所、八王子中学校、北区役所周辺 |
| 3 | 委託業務内容 | 仕様書のとおり |
| 4 | 委託期間 | 契約締結日から令和8年11月27日まで |
| 5 | 契約金額 | ¥ ★ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ ★) ※「取引に係る消費税額および地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもの |
| 6 | 契約金額の支払方法 | 口座振替 ※口座振替にかかる費用は、受託者の負担とする |
| 7 | 契約保証金 | 免除 |

上記の委託業務について、北区区民まつり実行委員会（以下「委託者」という。）と受託者との間において、次の条項により契約を締結する。

これを証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、委託者と受託者がそれぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

委託者 名古屋市北区清水四丁目17番1号
北区区民まつり実行委員会
会 長 大島 鉦義

受託者

業務委託契約約款

(総 則)

第1条 委託者と受託者とは、この約款（契約書を含む。以下同じ）および別冊の仕様書に従い、この契約（この約款および仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

2 委託者は、その意図する業務目的を完了させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は当該指示に従い業務を行わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は業務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の制限)

第3条 受託者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者に再委託申請書を提出した場合はこの限りではない。

(臨機の措置)

第4条 受託者は、業務の施行上災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 受託者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、またはとったときは、すみやかに委託者に協議または報告しなければならない。

(損害の負担)

第5条 業務の遂行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責任に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して定める。

(検 査)

第6条 受託者は、業務が完了したときは、直ちに委託者にその旨を報告しなければならない。

2 委託者は、前項の報告を受けたときは、受託者の立会いのうえ、業務の完了を確認するための検査をしなければならない。この場合において、委託者は、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の検査の結果、履行が不完全である旨の通知を受けたときは、遅滞なく業務を完了しなければならない。この場合、前2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第7条 受託者は、前条の規定により業務の完了を確認した旨の通知を受けたときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の請求をうけたときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は、修補又は代替物の引渡しによる履行の追完に代え、若しくは修補又は代替物の引渡しによる履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 第1項の規定による契約不適合の修補又は損害の賠償の請求は、第6条の第2項の規定による通知をした日から1年以内にこれを行われなければならない。

(履行遅延の場合における延滞金)

第9条 受託者は、正当な理由がないのに、この契約の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を延滞金として委託者に納付しなければならない。

2 委託者は、受託者が前項の規定による延滞金を指定した期限までに納付しないときは、受託者に対するこの契約代金から延滞金相当額を控除することができる。

(委託者の契約の解除権)

第10条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、委託者の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 受託者から契約解除の申出があり、その事由を正当と認めたとき。
- (6) その他この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定（第5号を除く。）により契約が解除されたとき、受託者は委託者の指定する納期限までに違約金として契約金額の10分の1に相当する額を委託者に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、委託者の損害が前項の規定により補填されることとなる額を超えるときは、受託者はその超える額を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第11条 前条の規定により契約を解除した場合において、委託者は必要があるときは、既済部分の引渡しを受託者に要求することができる。この場合において、委託者はその既済部分に対応する代金を受託者に支払う。

(履行困難時の対応)

第12条 委託者が、令和8年11月22日（日）が雨天、天災、もしくは感染症の流行等の不可抗力により、令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」および「きた福祉フェスティバル」（以下、「まつり」という。）の安全かつ円滑な実施が困難であるとして、まつりの中止を判断したとき、それに伴う契約代金の変更は、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

(選挙時の委託者の契約解除権)

第13条 委託者は、臨時の選挙が令和8年11月22日（日）となったときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、委託者が契約を解除した場合、受託者は、本契約にかかる一切の費用および損害賠償金を委託者に請求できないものとする。

(法令等の遵守)

第14条 この約款に定めるもののほか、受託者は関係法令の定めるところに従わなければならない。

(秘密の保持等)

第15条 受託者は、この契約によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、受託業務の処理に係る資料及び成果品について、委託者の承諾を得ず複製し又は他の目的に使用してはならない。

3 受託者は、前項の資料及び成果品について、委託者の承諾を得ず第三者に譲渡又は提供し、若しくは閲覧させてはならない。

(補 則)

第16条 この約款に定めのない事項その他疑義を生じたときは、その都度委託者と受託者が協議して定める。

令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運営業務委託仕様書

1 件名

令和8年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」等運営業務委託

2 開催概要

(1) イベント名

- ①「きた・きたフェスタ」
 - ②「きた福祉フェスティバル」
- (以下、①、②をあわせて「まつり」という)

(2) 開催日

令和8年11月22日(日)

(3) 時間

午前10時から午後2時30分

(4) 会場

- ①北区役所、八王子中学校
- ②北区役所周辺(名古屋高速道路公社敷地内)

(5) 主催

- ①北区区民まつり実行委員会
- ②社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会

3 業務委託内容

(1) 集客のためのステージ(北区役所2階講堂で開催)の運営

別紙1のタイムスケジュール(案)に合わせ、必要な音響設備一式の準備・設置・音響操作および司会者、出演者の登降壇等の指揮を含むステージの運営を行う(講堂の機材は原則使用しないものとする)。ただし、きた福祉フェスティバルのストリートパフォーマンスはこれに含まない。

(2) 出展者の機材・資材調達、運営補助

委託者が企画する出展内容を基に機材・資材調達を行い、まつり当日の円滑な出展ブース運営のための補助を行う。

(3) まつりの会場設営(会場全体において必要な機材・資材の調達、運搬、設置)と撤去

- ①設営日 令和8年11月21日(土)
- ②設営時間 午前7時から午後7時頃(北区役所敷地、八王子中学校グラウンド、名古屋高速道路公社敷地ともに)(※八王子中学校グラウンドは状況により午後1時から午後7時頃)
- ③会場レイアウト 別紙2-1、2-2、2-3の令和7年度会場レイアウト図を基本とすること。
会場レイアウト及び資材等の配置場所は別途指示する。
変更等がある場合も柔軟に対応すること。

④撤 去 令和8年11月22日(日)のまつり終了後に開始、午後8時まで完了すること。

⑤清 掃 資材撤去後は場内を原状復帰するとともに、清掃につとめること。また、以下の点に注意すること。

- ・受託者は、ごみ集積場所に集められたごみを処分すること。
- ・北区役所敷地、八王子中学校グラウンド、名古屋高速道路公社敷地の地面を傷付けないように細心の注意を払うこと。設営時の地面への杭打ちは行わない。
- ・撤収時には地面をならし、原状復帰すること。
- ・別紙3の物品一覧を参考にまつりが円滑に行われるよう物品を調達すること。
- ・設備・物品の数量やイベントの内容(追加も含む)等については、今後の状況により変更する必要があるため、大幅な増加でない場合は、対応すること。
- ・必要物品をまつり前日に設置する場合は、その保管・管理と安全対策を厳重に行い、まつりに支障のないようにすること。上記保管・管理と安全対策について、具体的な設営・撤去計画を作成し委託者と調整の上、実施すること。
- ・設営開始時から撤去完了時までの間、設営した会場施設を受託者の責任において、保守管理すること。この期間に生じた損害、または第三者に被害を及ぼした場合は受託者がその損害の負担または賠償をすること。

(4) 運営スタッフ等の派遣

①ステージで行われる開閉会式及びプログラムについて、受託者において、当日必要な音響スタッフ等を配置し円滑な運営を行い、常に連絡が取れる体制をとること。

②①の他に、まつりの円滑な進行のために、運営補助スタッフを5名程度派遣し、以下の業務を行うこと。なお、まつり開催日に適切に業務を行うことができるよう、委託者と協議のうえ必要な教育、研修を行うこと。また、その費用については受託者が負担すること。

- ・総活(本部運営補助、各委託スタッフのフォロー)1名
- ・着ぐるみを着て会場内でグリーティング(身長165cm以下)2名
(着ぐるみのアテンドは職員で対応する。)
- ・グラウンド・ゴルフホールインワンゲーム従事2名

(5) 連絡体制について

①本業務の履行に際しては、業務遂行を監督する業務責任者を配置すること。業務責任者は、催事業務従事経験を有する者とし、仕様書等の注意事項等を遵守し、仕様書等に基づき迅速かつ的確に業務を遂行すること。

②当日(前日の設営時も含む。)は現場責任者(業務責任者と同一でも可)を会場に常駐させ、常に連絡が取れる体制をとること。

(6) 苦情の対応

運営スタッフの業務履行に関する苦情処理は全て受託者の責任にて行うこと。また、その対応状況を委託者に報告すること。

(7) 事故発生時等の対応

受託者は、業務の履行に関して事故等が発生した時は、直ちにその状況を委託者に報告し、解決策を協議の上、必要な措置を講じること。また、来場者の急

病や不審者を発見した時には速やかに委託者に連絡するとともに、協力して対処すること。

(8) 提出書類

受託者は、契約後に着手届を遅滞なく提出するとともに、業務完了後は業務完了届を遅滞なく提出しなければならない。(様式任意)

5 スケジュール

受託者は下記のスケジュールを目安に、受託事業を実施するとともに提示する書類を委託者に提出すること。

ブース出展者、ステージ出演者等が決定したら、委託者と受託者で北区役所または開催会場で、会場レイアウト等の打ち合わせを実施すること。また、委託者が提供するデータをもとに、受託者で看板等を作成すること。

| | |
|--------|----------------------------------|
| 契約締結後 | 事業実施体制図の提出 (受) |
| 8月下旬 | 「きた・きたフェスタ」出展ブース資材決定 (委) |
| 8月下旬 | 「きた・きたフェスタ」出展ブース・公募ステージ出演者決定 (委) |
| 9月下旬 | 「きた福祉フェスティバル」出展ブース資材決定 (委) |
| 10月中旬 | 前日及び当日の責任体制図の提出 (受) |
| 10月下旬 | ステージシナリオ等作成 (委) |
| 11月初旬 | 会場設営・撤去スケジュールの提出 (受) |
| まつり終了後 | 業務完了報告書の提出 (受) |

* (受) : 受託者 (委) : 委託者 を表す

6 貸与資料

委託者は、業務を行うために、受託者に以下のものを貸与する。

受託者はまつりが終了したら、速やかに返却すること。

- ・令和8年度 出展内容一覧
- ・令和8年度 「きた・きたフェスタ」参加・企画票等送付書類一式
- ・令和8年度 ステージシナリオ・ステージタイムスケジュール・資材
- ・令和8年度 会場レイアウト
- ・令和8年度 作成看板一覧
- ・令和8年度 警備会社の交通整理、場内警備情報
- ・令和8年度 交通員委員・警備員配置図

7 業務委託期間

契約締結日から令和8年11月27日(金)

※業務完了後の検査により不合格があった場合の修復のための予備日及び成果品の受け渡し期限を含んだ期間。

8 服務規律等

受託者は、従事者に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 来場者に対して礼儀正しく、親切丁寧に対応すること。
- (2) 職務の遂行を怠らないこと。

(3) 来場者に不快感を与えないように努めること。

9 まつり実施困難時の対応

委託者が、令和8年11月22日(日)が雨天(少雨を除く)、または、天災もしくは感染症の流行等の不可抗力な事由により、まつりの安全かつ円滑な実施が不可能である可能性が極めて高いとしてまつりの中止を判断したとき、それに伴う契約金額の変更は、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

10 選挙時の契約解除

委託者は、臨時の選挙が令和8年11月22日(日)となったときは、契約を解除することができる。その場合、受託者は本契約にかかる一切の代金(損害賠償金を含む)を請求できないものとする。

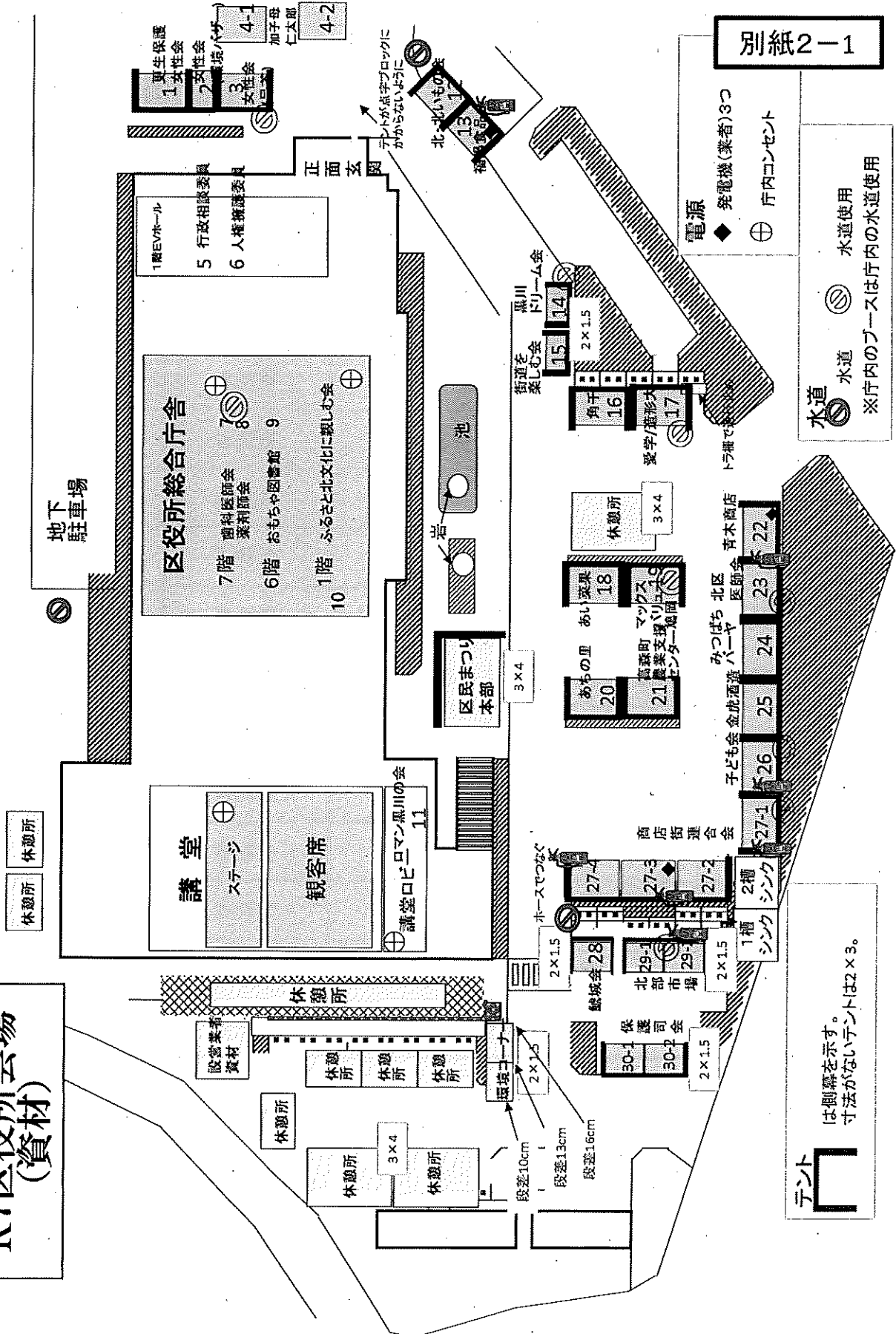
11 その他

- (1) 業務に従事する者は催事事業経験を有する者とし、公共の場でこの事業を開催することに留意し、事故のないように業務を遂行すること。また、契約締結後、14日以内に、責任者と担当者を示した事業実施体制図を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、別記「情報取扱注意項目」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (3) 業務において緊急を要する事態が発生した場合は、速やかに委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) その他本仕様書に定めのない事項及び記載事項に疑義が生じた場合、委託者と協議し、その指示に従うこと。

令和8年度 きた・きたフェスタ ステージ タイムスケジュール (案)

| 時 間 | 行事名 | 実施主体 | |
|---------------|-----------------|---------------------|-----|
| | | 進行管理 (音響) ・運営 | 企画 |
| 9:40 ~ 9:45 | オープニングパフォーマンス | 受託者 | 委託者 |
| 9:45 ~ 10:00 | 開会式 | 受託者 | 委託者 |
| 10:00 ~ 10:20 | PSJO演奏 | 受託者 | 委託者 |
| 10:30 ~ 10:45 | KITA JAZZ! 体操 | 受託者 | 委託者 |
| 10:50 ~ 11:05 | 公募① | 受託者 | 委託者 |
| 11:05 ~ 11:20 | 公募② | 受託者 | 委託者 |
| 11:20 ~ 11:35 | 公募③ | 受託者 | 委託者 |
| 11:40 ~ 12:00 | 民踊(北区女性団体連絡協議会) | 受託者 | 委託者 |
| 12:05 ~ 12:20 | 公募④ | 受託者 | 委託者 |
| 12:20 ~ 12:35 | 公募⑤ | 受託者 | 委託者 |
| 12:35 ~ 12:50 | 公募⑥ | 受託者 | 委託者 |
| 12:50 ~ 13:05 | 公募⑦ | 受託者 | 委託者 |
| 13:15 ~ 13:35 | 市工芸高校演奏 | 受託者 | 委託者 |
| 13:50 ~ 14:30 | 閉会式・ファイナル抽選会 | 受託者 | 委託者 |

R7区役所会場 (資材)



別紙2-1

電源 ◆ 発電機(業者)3つ
⊕ 庁内コンセント

水道 ⊕ 水道
⊗ 水道
※庁内のブースは庁内の水道使用

は側幕を示す。
寸法がないテントは2×3。



R7八王子中会場
(資材)

区役所会場

東門出入

工事に伴うフェンスの設置で
通行止め

電源
◆ 発電機(業者)8つ
⊕ 庁内コンセント

水道
⊕ 水道使用
※庁内のブースは庁内の水道

南門出入口

(体育館)
35 アジハラアスリート訪問
36 黒川トレセン
37 テニ斯拉ウンジ
38 楠地区合併70周年

34
子ども会

警察 少年指導員 捕導

工事資材置き場 & 駐車場

駐車場

駐車場

BUS

西門出入口
※工事に伴い出入り不可

カラコーンと
ポールは団体用
法人会

グラウンドゴルフ
ホールインワンゲーム

2×1.5
GG受付
マシナ

まつ
餅り

工事区間

区民まつり本部
(八王子会場)
選挙
まめ
っこ
むくの木

行政 中電 北北
審士 エコ 自動車
土木 法人会
衛生 食品 衛生
対策 安全

健康 上下水 宅建
安全

交通用
おたき
バス

トイレ

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

バス

おたき

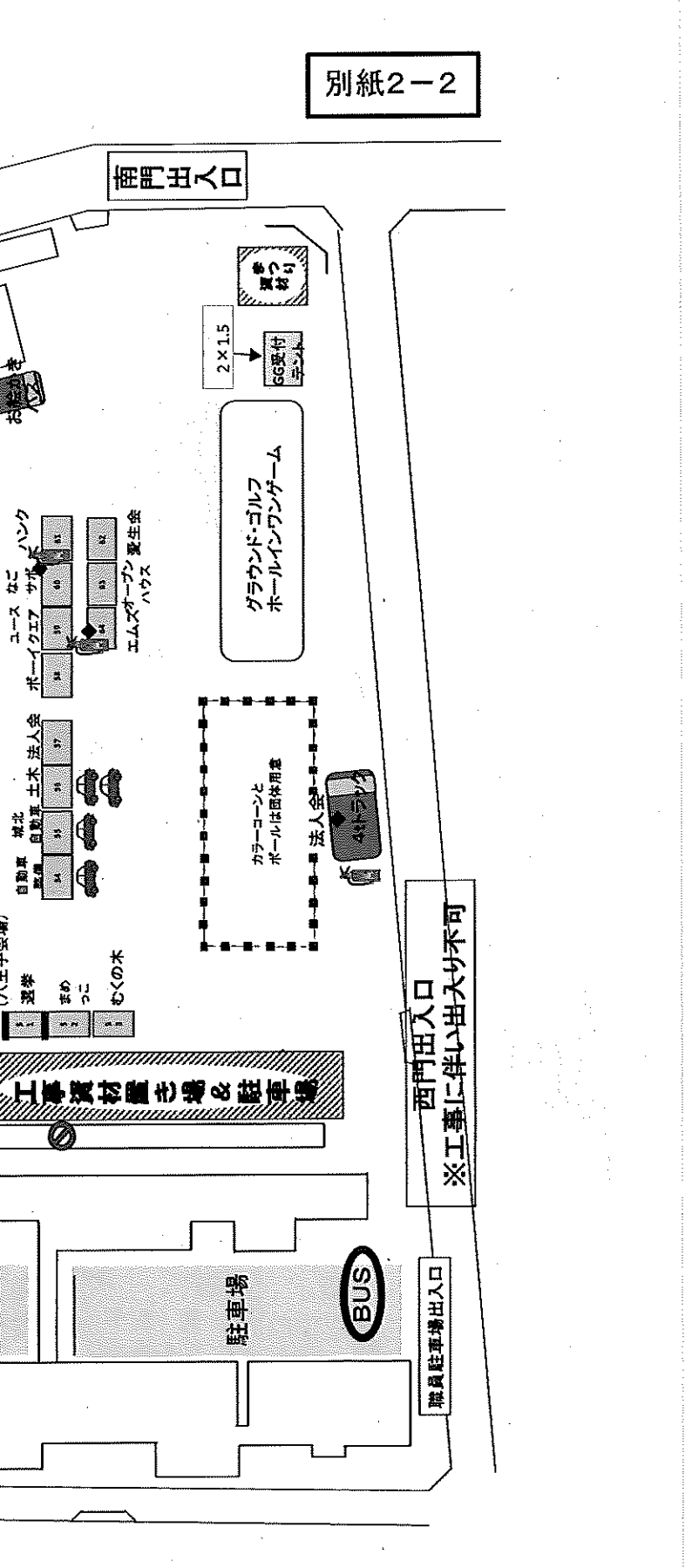
バス

おたき

バス

おたき

バス

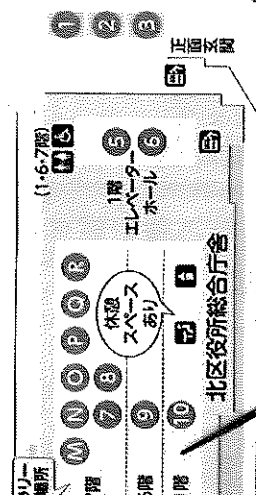
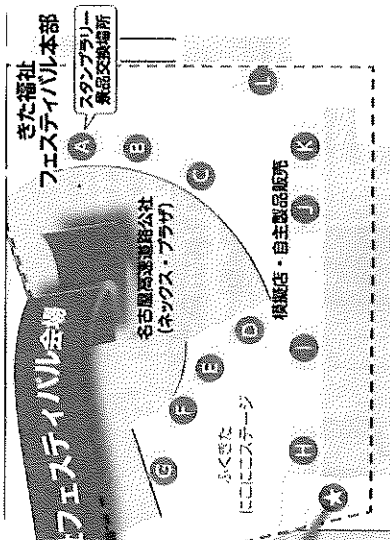


- 1 トイレ
- 2 多目的トイレ
- 3 授乳室
- 4 自動販売機
- 5 コミステーション
- 6 休憩スペース

要知トヨタ(城北店)
(トヨタレンタカー)
 車椅子対応車展示・
 小型モビリティ試乗体験

**黒川スポーツ
 トレーニングセンター**

飲食エリアの
 ご利用について
 混雑緩和のため、
 車両の滞りは
 控え、順り合っ
 てご利用ください。



**「清正の手形石」
 里帰りイベント**
 10:15~除算式を行います!
 たれでも自由に見字できます♪

北区伝統の技が集まる!
 展示 スラリー!
 北区の伝統工芸が
 体験 土壁にタイルを
 貼ってみよう!
 アンケートに答えると粗品をプレゼント ※数に限りあり

メインステージ

| 時間 | 出演者 |
|-------------|-------------------------------|
| 9:40~9:45 | 名古屋市工業高等学校によるオーブニング演奏 |
| 9:45~10:00 | 開会式 |
| 10:00~10:20 | 名古屋市立工業高等学校演奏 |
| 10:30~10:45 | KITA JAZZ! 体験 |
| 10:50~11:05 | きらり女子キッズ&カルチャースクール |
| 11:05~11:20 | 追野ハルエスタジオ |
| 11:20~11:35 | ティップスキッズ・チャータンス |
| 11:35~11:50 | ALOALO |
| 12:00~12:20 | 民謡(北区女性団体連節団演奏) |
| 12:25~12:40 | mommy&kids smile ft. |
| 12:40~12:55 | トルチエ |
| 12:55~13:10 | HULA studio LAULELE |
| 13:10~13:25 | FOCUS DANCE STUDIO |
| 13:25~13:40 | パリエアンティム |
| 13:50~14:10 | The Polar Star Jazz Orchestra |
| 14:20~15:00 | 閉会式・ファイナル抽選会 |

きた、きたフェスタ
 同時開催

きた福祉フェスティバル

ふくきたにここにこステージ
(マイクパフォーマンス)
 10:30~

- ・太極健康サロン
- ・北郷城会
- ・きた福祉フェスティバル・キラキラサロン実行委員会
- ・ミューズ城北
- ・傾聴ボランティアきたちゃん
- ・キラキラサロン
- ・名古屋きた災害ボランティアネットワーク

あなたも簡単に取組むボランティア!
 ご家族に呼んでいる下配の好きな福祉フェスティバル本部の「取組コーナー」へお持ちください!!

- ・書き指しはがき
- ・プリペイドカード
- ・使用済み切手
- ・チラシ
- ・ペットボトルキャップ

手話、点訳、要約筆記など
 スタンプラリーで
 「福祉体験」

模擬店、販売
 自主製品の販売

スタンプラリー

| 会場 | 団体名 | 内容 |
|----|--------------------------------|---|
| A | 北区社会福祉協議会(本部) | 本部/フードドライブ/収束コーナー/民生委員活動PR/共同募金コーナー |
| B | 名古屋市民生委員児童福祉委員連盟北区支部 | 活動PR/認知症予防プログラムの体験 |
| C | 北区共同募金委員会① | 遊休品/バザー |
| D | 上飯田児童館 | 日用品・手芸品の販売 |
| E | 上飯田福祉会館 | 点字を打つたしおりを贈ったり見たりしてもらいながら点字の基本を知ってもらう |
| F | 北区手をつなぐ育成会 | 福祉グッズ(3月問題)に寄せてもらいながら福祉について理解を深めてもらう |
| G | 名古屋市肢体不自由児親父の会 | 食品販売(みたらし団子)、バザー、シングルヘルスの啓発 |
| H | 京沢ボランティア北コスモス会 | わたがしの販売、さつぷりなどのゲーム、その他 |
| I | ふくきたちゃんボランティア委員会 | ミニ手芸体験 |
| J | 楠木ミドリホールピピタル地域交流委員会 | コーヒー・ジュースの販売 |
| K | あじま作業所 | 手作り小物の販売 |
| L | 北区障害者連帯福祉協会 | 団圓小会で作ったパンやお菓子の販売 |
| M | 手話北 | クッキー・プリンなどの販売 |
| N | 傾聴ボランティアきたちゃん | パン・クッキー・ラスクスの販売 |
| O | 名古屋さくら作業所 | 木工品・縫製品・乾燥食材・手作りお菓子の販売 |
| P | ワークショップすずらん(わづらん) | 草小物・お菓子の販売、草小物のワークショップ |
| Q | めいほく婦人の家 | 輪投げ、ボウチヤ |
| R | めいほく共同作業所 | コーヒー・ジュース・袖干しの販売 |
| S | ワークスペースみるみる | アクセサリー(レジン)、キーホルダーの販売 |
| T | どんぐりの家 | 簡単なマジックを覚えよう |
| U | 名古屋市北区身体障害者福祉協会 | 耳の聞こえない人に「書いて伝える」体験 |
| V | 地域活動支援センターむいなる | アートのデザイン体験〜認知症の理解促進〜 「生き残り」絵本の展示・朗読会 10:30~14:30まで毎時60分、30分間隔 |
| W | 北まじっくサークル | 出展なんでも相談会 |
| X | 北島の会 | 古いデザインアニメ短編映画(DVD)をガイド付で楽しむ |
| Y | 北区地域包括ケア推進会議 [まるごと]すまいる大作戦! | 赤い羽根作品コンクール展示コーナー(ボスター・東海) |
| Z | 北区地域福祉活動計画・ 北区包括的相談支援チーム | |
| AA | ボイスゲイン ランプ | |
| AB | 北区共同募金委員会② | |

別紙 2 - 3

スタンプラリー
 集品交換場所

7階
 北区役所総合庁舎

研修室

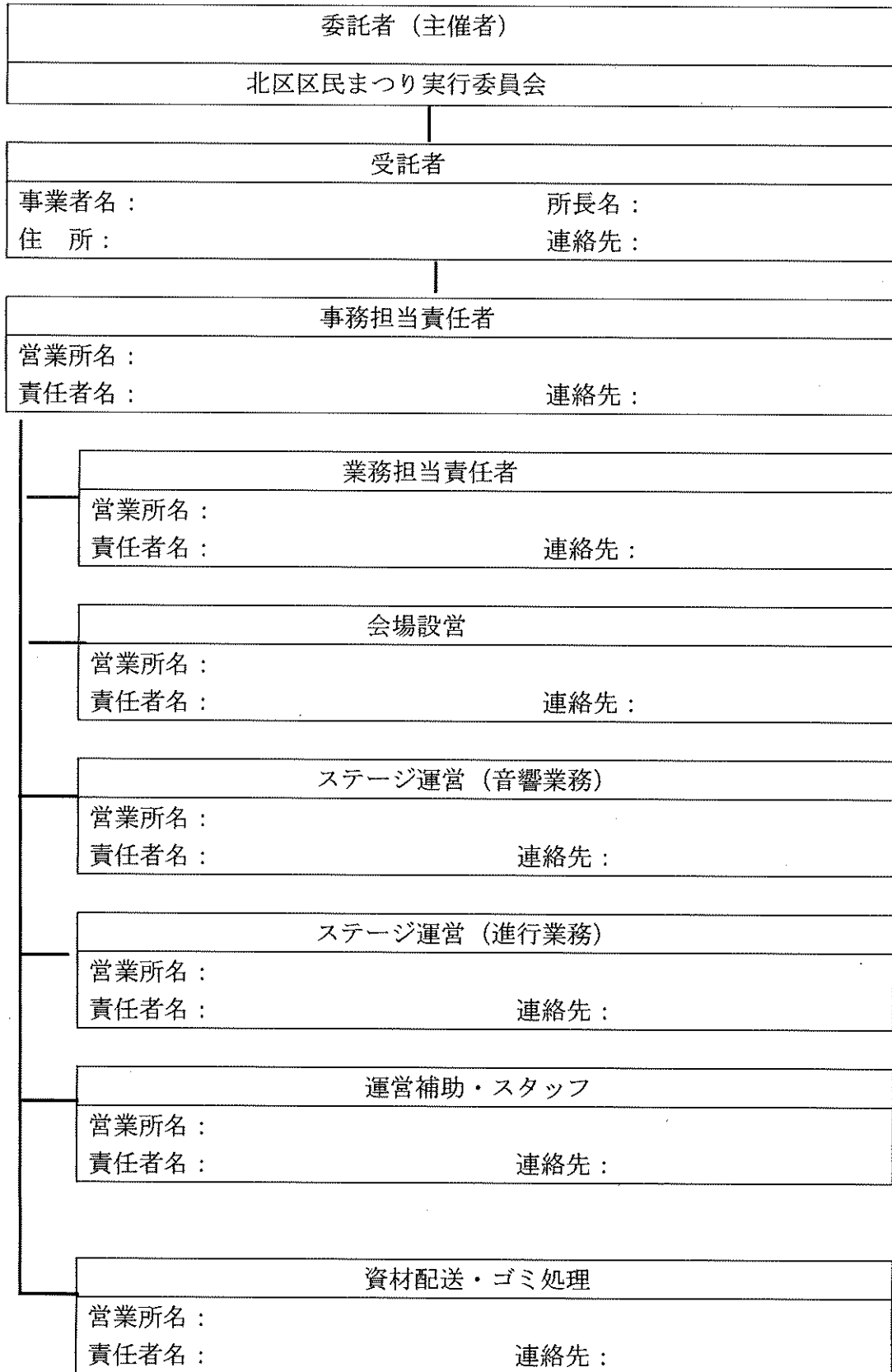
中会議室

ロビー

令和8年度北区区民まつり・きた福祉フェスティバル設計書用物品一覧(案)

| 種類 | 項目 | | 合計 | 単位 |
|----|------|---------------------------|-------|----|
| 1 | ステージ | ステージメインタイトル | 1 | 枚 |
| 2 | テント | 2間*3間(必要なウエイト含む) | 71 | 張 |
| 3 | テント | 3間*4間(必要なウエイト含む) | 5 | 張 |
| 4 | テント | 1.5間*2間(必要なウエイト含む) | 10 | 張 |
| 5 | テント | 横幕1.5間 | 11 | 枚 |
| 6 | テント | 横幕2間 | 43 | 枚 |
| 7 | テント | 横幕3間 | 20 | 枚 |
| 8 | テント | 横幕4間 | 1 | 枚 |
| 9 | テント | 2間*3間(必要なウエイト含む)<環境デー分> | 2 | 張 |
| 10 | テント | 1.5間*2間(必要なウエイト含む)<環境デー> | 2 | 張 |
| 11 | 長机 | 1.8*0.45 デコラ | 394 | 本 |
| 12 | 長机 | 1.8*0.9 木 | 67 | 本 |
| 13 | 長机 | 1.8*0.9木 ビニールクロス | 67 | 本 |
| 14 | 長机 | 1.2*0.45 デコラ | 3 | 本 |
| 15 | 座卓 | 1.8*0.45 座卓 | 10 | 本 |
| 16 | 長机 | 1.8*0.45 デコラ<環境デー分> | 11 | 本 |
| 17 | 椅子 | ベンチ(アルミ) | 133 | 脚 |
| 18 | 椅子 | パイプいす | 845 | 脚 |
| 19 | 椅子 | パイプいす<環境デー分> | 8 | 脚 |
| 20 | 会場機材 | 展示用パネル(0.9*2.1) | 19 | 枚 |
| 21 | 会場機材 | 間仕切り用パネル(0.9*2.1) 115.5m分 | 1 | 式 |
| 22 | 会場機材 | 展示用ワイヤー&ロケット | 22 | 組 |
| 23 | 会場機材 | アコーディオンカーテン | 1 | 台式 |
| 24 | 会場機材 | ストレートボード | 2 | 台式 |
| 25 | 会場機材 | 鉄板焼台(脚付) | 2 | 台式 |
| 26 | 会場機材 | クーラーボックス スタンド式 | 2 | 台式 |
| 27 | 会場機材 | 3槽式流し台 | 1 | 台式 |
| 28 | 会場機材 | 消火器 | 22 | 本 |
| 29 | 会場機材 | トラ柵 | 23 | 枚 |
| 30 | 会場機材 | カラーコーン | 86 | 個 |
| 31 | 会場機材 | カラーコーン用バー | 39 | 本 |
| 32 | 会場機材 | 発電機2kva(防音装置・燃料含む) | 18 | 台 |
| 33 | 会場機材 | 延長コード(ドラム式) | 23 | 巻 |
| 34 | 会場機材 | のぼり用ウエイト・ポール | 2 | 個 |
| 35 | 会場機材 | 白布 | 24 | 枚 |
| 36 | 会場機材 | ガラガラ抽選器 | 3 | 台式 |
| 37 | 会場機材 | ガラガラ抽選器用 玉 | 1,000 | 球 |
| 38 | 会場機材 | 抽選会リン | 3 | 個 |
| 39 | 看板 | 告知看板 1.8*0.9 | 1 | 枚 |
| 40 | 看板 | 会場案内 1.8*1.8 | 2 | 枚 |
| 41 | 看板 | プログラム 1.8*0.9 | 1 | 枚 |
| 42 | 看板 | 協賛企業 1.8*0.9 | 2 | 枚 |
| 43 | 看板 | 総合本部表示 1.8*0.45 | 2 | 枚 |
| 44 | 看板 | トイレ案内 0.45*0.6スタンド付 | 6 | 枚 |
| 45 | 看板 | 7階案内図1.8*0.9 | 1 | 枚 |
| 46 | 看板 | 6.7階案内図0.45*0.45 | 1 | 枚 |
| 47 | 看板 | テント吊り看板 | 6 | 枚 |

令和8年度北区区民まつり事業実施体制図



令和8年度北区区民まつり事業 前日および当日の責任体制図

| | |
|---|------|
| 委託者（主催者） | |
| 北区区民まつり実行委員会（担当： 連絡先： ） | |
| | |
| 受託者 | |
| 事業者名： | 所長名： |
| 住 所： | 連絡先： |
| | |
| 事務担当責任者 | |
| 営業所名： | |
| 責任者名： | 連絡先： |
| | |
| 業務担当責任者 | |
| 営業所名： | |
| 責任者名： | 連絡先： |
| | |
| 会場設営 | |
| 営業所名： | |
| 責任者名： | 連絡先： |
| | |
| ステージ運営（音響業務） | |
| 営業所名： | |
| 責任者名： | 連絡先： |
| | |
| ステージ運営（進行業務） | |
| 営業所名： | |
| 責任者名： | 連絡先： |
| | |
| 運営補助・スタッフ | |
| 営業所名： | |
| 責任者名： | 連絡先： |
| | |
| 資材配送・ゴミ処理 | |
| 営業所名： | |
| 責任者名： | 連絡先： |

令和8年度 北区区民まつり 設営スケジュール

※概ねの作業内容を記載する。

| 時間 | 設営チーム (区役所会場) | 設営チーム (八王子会場) | 設営チーム (福祉フェス会場) |
|-------|------------------|------------------|--------------------|
| 7:00 | 集合 | 集合 | 集合 |
| 12:00 | 昼休憩 | 昼休憩 | 昼休憩 |
| 13:00 | | | |
| 19:00 | 設営完了 | 設営完了 | 設営完了 |

※) 八王子中学校会場については、13時からの設営の可能性があります。

令和8年度 北区区民まつり 撤去スケジュール

※概ねの作業内容を記載する。

| 時間 | 設営チーム (区役所会場) | 設営チーム (八王子会場) | 設営チーム (福祉フェス会場) |
|-------|------------------|------------------|--------------------|
| 14:30 | 集合 | 集合 | 集合 |
| 20:00 | 撤去完了 | 撤去完了 | 撤去完了 |

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た北区区民まつり実行委員会（以下「委託者」という。）の保有する情報（委託者が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。以下「保有情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の委託者の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、保有情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、保有情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下

「再々委託」という。) させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、保有情報が記録された資料及び成果物(委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 受託者は、保有情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、保有情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 保有情報並びに保有情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、保有情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が保有情報の保護のために実地調査をする必要があると認めるときは、これを拒んではならない。また、委託者が保有情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法(受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例)に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び保有情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 保有情報が漏えいし、北区民その他の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第13 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る北州区民まつり実行委員会の解除権)

第1条 北州区民まつり実行委員会(委託者)は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

北区区民まつり実行委員会が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 1 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、北区区民まつり実行委員会（委託者）へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受託者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(委託者の解除権)

- 1 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定の例に基づく本約款の手続によるものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

名古屋市競争入札参加者手引

平成18年3月28日
17財監第67号

改正 平成18年8月29日 18財監第23号、平成18年12月28日 18財監第57号、平成19年1月30日 18財監第65号、平成19年9月18日 19財契第53号、平成20年1月29日 19財契第104号、平成21年2月2日 20財契第132号、平成21年2月9日 20財契第135号、平成21年7月17日 21財契第18号、平成24年5月14日 24財契第13号、平成25年9月27日 25財契第20号、平成31年3月28日 30財契第69号、令和元年9月5日 31財契第34号、令和3年1月5日 2財契第85号、令和4年2月24日 3財契第84号、令和6年8月15日 6財契第34号

名古屋市が行う工事又は製造の請負、物件の買入れ又は借入れ、役務の委託並びに不用品の売払い等の契約に係る競争入札に参加しようとする者(指名競争入札において指名された者を含みます。)(以下「入札参加者」といいます。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び名古屋市契約規則(昭和39年規則第17号)その他関係法令を遵守するほか、この手引の定めるところに従って入札に参加してください。

(公正な入札の確保)

- 第1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。
- 3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問合せをしてはなりません。
- 4 電子入札参加者は、ICカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは貸与するなどの不正な使用をしてはなりません。
- 5 電子入札参加者は、同一場所で他の入札参加者と共同して入札を行う等公正な競争を妨げる行為を行ってはなりません。
- 6 市長等(市長又は名古屋市契約事務委任規則により契約事務の委任を受けた者がある場合にはその者です。以下同じです。)は、前項までに規定する行為等が行われ、入札が公正に行われたい又は行われなかったと判断した場合は、入札手続を延期、中止又は無効とし、契約締結後のときは当該契約を解除することがあります。

(入札保証金)

第2 入札参加者は、その入札金額に100分の5を乗じて得た額以上(単価による入札の場合にあっては、そのつど市長等が定める定額)の入札保証金を納付してください。ただし、入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、その他入札保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。

2 前項の入札保証金は、入札時限前に納付して入札保証金を納付したことを証する書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を入札の際入札担当職員に提示又は提出してください。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第3 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる債券(記名式の債券を除きます。)その他確実と認められる担保で市長の定めるものの提供をもってこれに代えることができます。この場合において、当該債券その他確実と認められる担保で市長の定めるものの提供による担保の評価は、当該各号に定めるところによります。

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1)国債 | 券面額の100分の90 |
| (2)名古屋市債 | 券面額 |
| (3)名古屋市債以外の地方債 | 券面額の100分の90 |
| (4)金融債 | 券面額の100分の80 |
| (5)確実と認められる担保で市長の定めるもの | 市長の定める額 |

(入札保証金の還付等)

第4 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含みます。以下同じです。)は、落札者の決定後に還付します。ただし、落札者に係るものについては、当該落札者との間に契約が成立した後に還付します。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は還付しません。(当該入札保証金は、本市に帰属します。)

3 入札保証金には、利子を付しません。

(入札)

第5 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書(案)及び現場等を熟覧のうえ入札してください。これらの書面の記載内容等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

2 入札は、持参入札、郵送入札又は電子入札のいずれかで、あらかじめ指定された方式により執行します。ただし、電子入札の場合に

において、入札保証金の納付を要する者及びＩＣカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により、電子入札システムの利用ができない場合で、「紙による入札参加申込書」を提出し、入札担当部署の承諾を受けた者に限り、紙による入札ができます。

- 3 前項で規定する紙による入札での入札参加手続については、名古屋市電子入札実施要領(17財監第73号。以下「電子入札実施要領」といいます。)で定めます。

(持参入札及び郵送入札)

- 第6 持参入札の参加者は、入札書(様式1)に必要な事項を記入し、記名押印(あらかじめ届け出た使用印鑑に限ります。以下同じです。)のうえ、あらかじめ当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知等で示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入してください。郵便又は電信による入札は認めません。
- 2 入札書は、かい書で記入してください。金額については、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入してください。
- 3 郵送入札の参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、あらかじめ当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知等で示した入札書受付締切日時までに到達するよう郵送してください。入札担当部署の承諾を受けた者に限り、紙による入札により入札に参加することができます。
- 4 郵送入札を行う場合は、二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札参加者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、書留又は簡易書留により郵送してください。

(電子入札)

- 第7 電子入札の参加者は、当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知等に示した入札書受付締切日時までに電子入札システムにより入札書を送信してください。その際、入札金額等の入力を正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容を確認してください。
- 2 前項の入札書受付締切日時等電子入札における時刻は、電子入札システムに表示される時刻とします。
- 3 電子入札における入札書等は、送信データが電子入札システムサーバに到着した時点で提出されたものとしますので、入札書等の提出後に表示される受信確認通知又は送信完了画面により送信データの到着を確認してください。

4 電子入札については、この手引に定めるほか電子入札実施要領に定めるところに従ってください。

※ 入札方法について（第5～第7）

| | |
|----------|--|
| 持参入札 | あらかじめ市長等が指定する日時及び場所において、入札参加者が書面による入札書を入札箱に直接投入する入札をいいます。 |
| 郵送入札 | あらかじめ市長等が指定する期限までに到達するように、書面による入札書を入札担当部署に郵送する入札をいいます。 |
| 電子入札 | あらかじめ市長等が指定する期限までに、入札参加者が電子入札システムにより入札書を入札担当部署に送信する入札をいいます。 |
| (紙による入札) | 郵送入札又は電子入札の場合において、あらかじめ市長等が指定する期限までに、入札参加者が書面による入札書を入札担当部署に直接提出することをいいます。(入札担当部署の承諾を得た者に限ります。) |

(注) 特定調達契約の場合は、特例が認められますので、第24も参照してください。

(入札執行の協力)

第8 入札参加者は、入札担当職員の指示に従い、入札が正常に執行されるよう協力してください。

(代理人による入札)

第9 持参入札において、代理人によって入札しようとする者は、委任状を提出してください。ただし、名義人及び使用印鑑が本市に登録されたものと一致する入札書を持参した者は名義人本人とみなしますので、この場合、委任状の提出は不要です。

2 前項の代理人について、その資格が真実性を欠くとき、その他不適正と判断するときは、この者による入札を認めないことがあります。

(入札の辞退)

第10 入札参加者は、自己の入札の完了(持参入札の場合は入札書が入札箱に投入された時点、電子入札の場合は入札書の送信データが電子入札システムサーバに到着した時点、紙による入札の場合は入札書が入札担当部署に提出された時点、郵送入札の場合は入札書が入札担当部署に到達した時点とします。以下同じです。)に至るまでは、

いつでも入札を辞退することができます。

- 2 持参入札において入札を辞退する場合は、入札執行前のときは、入札辞退届(様式2)を入札担当部署に持参又は郵送してください。入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。
- 3 郵送入札において入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時までに、入札辞退届を持参又は郵送してください。
- 4 電子入札において入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時までに、電子入札システムにより入札辞退届を提出してください。
- 5 入札を辞退した者(前3項で規定する入札辞退届を提出した者に限り)は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書の書換え等の禁止)

- 第11 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開札)

- 第12 持参入札の開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行うものとし、当該入札者は、その開札に立ち会ってください。
- 2 郵送入札の開札は、入札公告又は指名競争入札執行通知等に示した日時及び場所において行うものとし、当該入札者で希望する者は、その開札に立ち会うことができます。
 - 3 電子入札の開札は、入札公告又は指名競争入札執行通知等に示した日時及び場所において行うものとし、当該入札者で希望する者は、入札後資格確認型一般競争入札の場合を除き、その開札に立ち会うことができます。
 - 4 持参入札及び郵送入札において、やむを得ない理由等により入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員が立ち会うものとします。

(入札の無効)

- 第13 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1)競争入札参加資格を有しない者のした入札

※ 一般競争入札の場合は公告の日から、指名競争入札の場合は指名競争入札執行通知の日から、それぞれ落札決定までの間に次のいずれかの期間がある者のした入札も該当します。

- ア 名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止の期間
- イ 名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長

- 締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置の期間
- (2)入札保証金の納付を要する入札について、入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - (3)記名押印のない入札(電子入札の場合は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信していない入札)又は記入事項を判読できない入札
 - (4)入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (5)自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
 - (6)委任状を提出していない代理人のした入札
 - (7)金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (8)予定価格を超過した金額を記載した入札(予定価格を事前公表した場合に限ります。)
 - (9)積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
 - (10)入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
 - (11)入札公告若しくは指名競争入札執行通知又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - (12)入札公告若しくは指名競争入札執行通知又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
 - (13)競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」といいます。)に虚偽の記載をした者のした入札
 - (14)申請書等の提出を求められたにもかかわらず申請書等を提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
 - (15)最低制限価格を定めた入札において、予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない金額を記載した入札(予定価格を事前公表した場合に限ります。)
 - (16)その他入札の条件に違反した入札

(再度入札)

第14 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに(郵送入札又は電子入札の場合は、別に日時等を指定して)、再度の入札を行います。

2 前項の再度入札は、原則として、2回(初度入札を含め3回)を限度とします。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合は、再度入

札は行いません。

- 3 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができません。

(落札者又は落札候補者の決定)

- 第15 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者）（以下「落札者となるべき者」といいます。）を落札者又は落札候補者とします。

(くじによる落札者又は落札候補者の決定)

- 第16 落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに(郵送入札の場合は、契約担当者が指定する日時及び場所において)当該入札者がくじ(電子入札の場合は、別に定めるところにより実施する電子くじを含みます。)を引いて、落札者又は落札候補者を決定します。
 - 2 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって、当該入札事務に関係のない本市職員がくじを引きます。

(落札者となるべき者を落札者とししない場合)

- 第17 第15の規定にかかわらず、あらかじめ最低制限価格を定めている場合において、落札者となるべき者の入札価格がその価格に満たないときは、その者は落札者となることができません。また、あらかじめ低入札価格調査の基準となる価格を定めている場合において、落札者となるべき者の入札価格がその価格に満たないときは、その者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とししないことがあります。

(積算内訳書の作成)

- 第18 入札参加者は、積算内訳書を作成する等して、適正に見積もりを行ってください。
 - 2 予定価格を事前公表した入札その他のあらかじめ指定された入札においては、次項以下に定めるとおり積算内訳書の確認を行います。
 - 3 持参入札(総合評価落札方式による入札の場合を除きます。)においては、原則として、落札者となるべき者のみ入札担当職員に積算内訳書を提示してください。ただし、必要があると認められるときは、

提示に代えて提出を求めたり、落札者となるべき者以外の者にも、提示又は提出を求めることがあります。

- 4 郵送入札においては、入札書を入れた封筒に積算内訳書を同封してください。
- 5 電子入札及び総合評価落札方式による入札においては、入札参加者全員が電子入札システム又はその他あらかじめ認められた方法により積算内訳書を提出してください。
- 6 前3項の確認において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた場合は、その者のした入札は無効とします。
- 7 必要があると認められるときは、積算内訳書を提示又は提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることがあります。
- 8 前項の指示に従わない場合又は当該積算内訳書において積算が適切に行われていないと認めた場合は、その者を落札者とせず、落札決定後であっても、それを取り消すことがあります。
- 9 落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者(予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者をいいます。)に積算内訳書の提示又は提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行います。

(入札の中止等)

- 第19 天災地変があった場合又はシステム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合は、入札を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがあります。
- 2 予定価格を事前公表した一般競争入札において入札者(入札が無効とされた者を含みます。)が1者となった場合は、郵送入札及び電子入札の場合を除き、入札を中止します。
 - 3 指名競争入札の初度入札において入札者(入札が無効とされた者及び持参入札を行う場合にあつては、入札執行中に入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入した者を含みます。)が1者となった場合は、郵送入札及び電子入札の場合を除き、入札を中止します。
 - 4 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前3項及び次条その他の事由により入札が中止された場合であっても同様とします。

(入札談合に関する情報があった場合等の措置)

- 第20 入札談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場

合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。

- 2 入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることがあります。

(1)入札の中止

(2)入札手続きの変更

(3)入札に参加できる者を選定するくじ(以下「入札参加者選定くじ」といいます。)の実施(指名競争入札のときに限ります。)

(4)落札又は落札候補者決定の取消し(既に契約に至っている場合は契約の解除)

(5)その他必要と認める措置

(入札参加者選定くじの実施等)

第21 入札参加者選定くじを実施する場合は、指名を受けた者の2分の1の者を限度として、指名を取り消します。

2 入札参加者選定くじの結果により指名を取り消された者が既に入札を完了していた場合は、この者のした入札は無効とします。

3 入札参加者選定くじを実施する場合において、指名を受けた者のうちくじを引く者が2者以下のときは、入札を中止します。

4 第1項その他の事由により指名を取り消された者が入札に参加するために要した費用は、その者の負担とします。

(契約保証金)

第22 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た額以上(単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするものその他この率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつど市長等が定める定額)の契約保証金を納付してください。ただし、落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。

2 契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができます。この場合は、第3の規定を準用します。

3 契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保を含みます。以下同じです。)は、契約内容に従った履行を終わった後に還付します。

4 契約保証金には、利子を付しません。

(契約書の作成)

第23 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日(名古屋市の休日

を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に定める休日を含みません。)以内に、契約書(議会の議決に付すべき契約であるときは仮契約書)に記名押印又は電子署名をしてください。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、その期間を延長することができます。

- 2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出してください。

(特定調達契約における特例)

第24 第5第2項及び第6第1項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約(以下「特定調達契約」といいます。)に係る入札の場合は、入札参加者は、あらかじめ入札担当部署に届け出ることなく、持参入札のときは郵便による入札を、電子入札のときは紙による入札又は郵便による入札のいずれかを行うことができます。

- 2 郵便による入札を行う場合は、二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札参加者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、書留又は簡易書留により郵送してください。
- 3 郵便による入札の場合は、入札書が入札担当部署に到達した時点を入札の完了とします。
- 4 第14第1項の規定にかかわらず、再度入札を行う場合において郵便による入札を行った者があり、直ちに再度入札を行うことができないときは、入札担当職員が指定する日時等において再度入札を行います。
- 5 第16第1項の規定にかかわらず、くじにより落札者を決定する場合において当該落札者となるべき同価の入札をした者の中に郵便による入札を行った者があり、直ちにくじを引くことができないときは、入札担当職員が指定する日時及び場所においてくじを行います。
- 6 第18第2項及び第3項の規定にかかわらず、積算内訳書の作成を求められた入札において郵便による入札を行う場合は、入札書を入れた封筒に積算内訳書を同封してください。この場合において、積算内訳書の同封がないと認められるときは、当該入札者のした入札は無効とします。
- 7 特定調達契約に係る入札の場合は、第19第2項及び第3項の規定は適用しません。

- 1 この手引は、平成18年4月1日(以下「施行日」といいます。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る競争入札について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る競争入札については、なお従前の例によります。
- 2 従前に入札参加者心得(一般競争入札参加者心得、名古屋市競争入札参加者心得(特定調達契約用)、一般競争入札参加者心得(入札後資格確認型一般競争入札(郵送方式)用)、一般競争入札参加者心得(入札後資格確認型一般競争入札(持参方式)用)、名古屋市競争入札参加者心得(電子入札)、名古屋市指名競争入札参加者心得)は廃止します。

附 則

この手引は、平成18年9月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成19年1月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成19年1月31日から施行します。

附 則

この手引は、平成19年10月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、平成21年3月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成21年8月1日から施行し、同日以後に公告その他

の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、平成24年6月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成25年10月15日から施行します。

附 則

この手引は、平成31年4月1日から施行します。

附 則

この手引は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、令和3年2月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、令和4年4月1日から施行します。

附 則

この手引は、令和6年9月2日から施行します。